環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
目次 第一章　浄化槽の保守点検及び清掃等（第一条―第九条の五） 第一章の二　浄化槽処理促進区域（第九条の六―第九条の十一） 第一章の三　浄化槽清掃業の許可（第十条―第十四条） 第二章～第七章　（略） 附則 （清掃の技術上の基準） **第三条**　法第四条第八項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。 一～五　（略） 六　第一号から第五号までの規定にかかわらず、使用の休止に当たって清掃をする場合には、汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。 七～十　（略） 十一　槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、使用の休止に当たって清掃をする場合を除き、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。 十二　（略） 十三　使用の休止に当たって清掃をする場合には、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室及び沈殿分離槽の張り水には、水道水等を使用すること。 十四・十五　（略） （保守点検の回数の特例） **第六条**　（略） 2・3　（略） 4　法第十一条の二第二項の規定による再開の届出に当たって保守点検が行われたときは、前三項の規定の適用については、これを法第十条第一項に基づく保守点検とみなす。 5　駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前四項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。 （使用の休止の届出） **第九条の三**　法第十一条の二第一項の規定による休止の届出は、様式第一号の届出書に、清掃の記録を添えて行うものとする。 （使用の再開の届出） **第九条の四**　法第十一条の二第二項の規定による再開の届出は、様式第一号の二の届出書を提出することにより行うものとする。 （廃止の届出） **第九条の五**　法第十一条の三の規定による届出は、様式第一号の三の届出書を提出することにより行うものとする。	目次 第一章　浄化槽の保守点検及び清掃等（第一条―第十四条） （新規） 第二章～第七章　（略） 附則 （清掃の技術上の基準） **第三条**　法第四条第八項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。 一～五　（略） （新規） 六～九　（略） 十　槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。 十一　（略） （新規） 十二・十三　（略） （保守点検の回数の特例） **第六条**　（略） 2・3　（略） （新規） 4　駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前三項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。 （新規） （新規） （廃止の届出） **第九条の三**　法第十一条の二の規定による届出は、様式第一号の届出書を提出することにより行うものとする。